



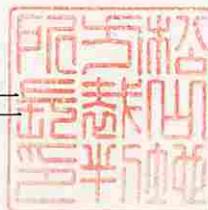
松山地裁総第1276号

令和元年9月20日

山 中 理 司 様

松山地方裁判所長 牧

賢



司法行政文書不開示通知書

8月19日付け（同月21日受付、松山地裁総第1116号）で申出のありました司法行政文書の開示について、下記のとおり開示しないこととしましたので通知します。

記

1 開示しないこととした司法行政文書の名称等

松山市の20代女性が窃盗容疑で愛媛県警松山東署に誤認逮捕された問題について、逮捕状を出した裁判官の氏名が書いてある文書

2 開示しないこととした理由

1の文書の存否を答えることは、不開示情報である公にすると個人の権利利益を害するおそれがある情報（行政機関情報公開法第5条第1号後段に相当）を開示することとなるので、その文書の存否を答えることはできない。

（担当）総務課 電話089（903）4379